

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の運用について

補助事業（間接補助事業を含む。以下同じ。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項に規定されている補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けて行うものとされている。

他方、補助金等適正化中央連絡協議会決定（昭和 31 年 4 月 30 日蔵計第 1024 号）においては、「所謂施越工事は予算実行上の方針としては原則として好ましくない現象であるが、現状では公益上真にやむを得ないと認められる場合があることも否定できない」との見解が示され、災害復旧工事等緊急を要する事業で補助金等の交付決定をまっぴら実施することが必ずしも適当とは認められないものについては、あらかじめ主務大臣の承認を受けて工事を施行し、補助金等の交付の申請を行うこと（以下「交付決定前着手」という。）が例外的に認められている。

農業水利施設等については、老朽化の進行に伴い、近年、パイプラインの破裂による漏水事故などの突発事故が増加傾向にある。このことから、土地改良事業関係補助事業のうち農業生産基盤、農村生活環境及び海岸保全施設の整備等を実施する事業又は大規模で公共性の高い施設の管理を実施する事業については、交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められる場合に該当する事案が生じることが想定されることから、土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号農林水産省農村振興局長通知）において、交付決定前着手に係る規定を定めたところである。

なお、交付決定前着手に当たっては、適正化法の趣旨に則して運用するとともに、下記について留意されたい。

おって、貴局管内の都県に対しては、貴職から通知されたい。

記

- 1 交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められる場合とは、別紙に掲げる事例及びその類似事例を想定している。

2 あらかじめ早期発注が見込まれ、年度当初に交付決定が必要となる場合については、国庫債務負担行為（財政法（昭和 22 年法律第 34 号。）第 15 条）を活用し、複数年度にわたる実施期間を確保する方が有効な場合があることから、積極的な国庫債務負担行為の活用を検討すること。

別 紙

交付決定前着手が公益上真にやむを得ないと認められる場合に該当する事例

1 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に暗渠排水工を予定している農地について、交付決定前に湧水等が発生した場合に、当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に暗渠排水工を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に改築等を予定している農業用排水路や農道等について、交付決定前に法面の一部の崩壊等が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の崩壊等による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に改築等を実施するもの
- (3) 事業実施地区内において、当該年度に更新等の整備を予定しているパイプライン等で、交付決定前に漏水が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の漏水による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に施設の更新等を実施するもの

2 水利施設等保全高度化事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に更新等の整備を予定しているパイプライン等で、交付決定前に漏水が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の漏水による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に施設の更新等を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に暗渠排水工を予定している農地について、交付決定前に湧水等が発生した場合に、当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に暗渠排水工を実施するもの
- (3) 事業実施地区内において、当該年度に改築等を予定している農業用排水路や農道等について、交付決定前に法面の一部の崩壊等が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の崩壊等による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に改築等を実施するもの

3 中山間地域農業農村総合整備事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に暗渠排水工を予定している農地について、交付決定前に湧水等が発生した場合に、当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に暗渠排水工を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に改築等を予定している農業用排水路や農道等について、交付決定前に法面の一部の崩壊等が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の崩壊等による当該年度の営農等への

- 影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に改築等を実施するもの
- (3) 事業実施地区内において、当該年度に更新等の整備を予定しているパイプライン等で、交付決定前に漏水が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の漏水による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に施設の更新等を実施するもの
 - (4) 事業実施地区内において、当該年度に更新・改築等の整備を予定している営農飲雑用水施設や、農産物の集出荷・貯蔵等を目的に農業・農村の活性化に資する施設等で、交付決定前に大雨等による被災（管の断絶、構造物の破損等）が発生した場合であって、当該年度の営農等への影響（育苗用水、防除水の不足）や飲用水の供給に影響、集出荷・貯蔵等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に施設の更新・改築等を実施するもの

4 農村整備事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に改築等を予定している農道等について、交付決定前に法面の一部の崩壊等が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の崩壊等による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に改築等を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に更新・改築等の整備を予定している集落排水施設、営農飲雑用水施設、集落防災安全施設等で、交付決定前に大雨等による被災（管の断絶、構造物の破損等）が発生した場合であって、当該年度のし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水の処理や飲用水の供給等、農村の生活環境に影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に施設の更新・改築等を実施するもの

5 農村地域防災減災事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に農地侵食防止のための土留工等の整備を予定している箇所、交付決定前に農地の侵食等が発生した場合であって、耕作者等が仮復旧をしたとしても再度の侵食等の発生による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に土留工等を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に地すべり対策を予定している箇所、交付決定前に地盤の変状が発生した場合に、地すべりの発生による当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に地すべり防止工事等を実施するもの
- (3) 事業実施地区内において、当該年度に堤体改修等を予定しているため池で、交付決定前に堤体法尻からの漏水量の増加が見られる等、ため池の決壊等の危険性が高まった場合に、ため池の決壊による周辺地域への被害の発生や当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に堤体改修等を実施するもの
- (4) 防災重点農業用ため池で行う満水位における堤体からの漏水量調査等、調査期

間が限定されることから交付決定前に事業に着手しなければならないもの

- (5) 地震等の災害時に被災の有無を確認するため、緊急的に農業用施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の視点から必要となる施設整備の優先度を決定し、農村災害対策整備計画を作成するもの

6 国営造成施設県管理費補助事業、基幹水利施設管理事業

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に整備補修を予定している箇所、交付決定前に当該年度の揚排水に向けて、ポンプ設備等の試運転等を行ったところ、設備の一部に故障が判明した場合に、集中豪雨等による湛水被害や営農等への影響を防止するため、緊急的に整備補修を実施するもの
- (2) 当該施設を適切に操作・管理しなければ営農又は地域の防災・減災への影響が予想される場合に、それを防止するため必要な施設操作・管理を実施するもの

7 水利施設管理強化事業

当該施設を適切に操作・管理しなければ営農又は地域の防災・減災への影響が予想される場合に、それを防止するため必要な施設操作・管理を実施するもの

8 海岸保全施設整備事業

事業実施地区内で地震等の災害が発生し、当該年度に改良又は更新を予定している海岸保全施設において交付決定前に漏水等が確認され、当該施設の法面崩落や決壊等が生じるおそれがある場合に、海岸背後地への被害を防止するため、緊急的に施設の改良又は更新を実施するもの

9 不発弾等事前探査

- (1) 事業実施地区内において、当該年度に更新等の整備を予定しているパイプライン等で、交付決定前に漏水が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の漏水による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に実施する施設の更新等に伴う不発弾等の探査を実施するもの
- (2) 事業実施地区内において、当該年度に暗渠排水工を予定している農地について、交付決定前に湧水等が発生した場合に、当該年度の営農等への影響を防止するため、緊急的に実施する暗渠排水工に伴う不発弾等の探査を実施するもの
- (3) 事業実施地区内において、当該年度に改築等を予定している農業用排水路や農道等について、交付決定前に法面の一部の崩壊等が発生した場合であって、施設の管理者等が仮復旧をしたとしても再度の崩壊等による当該年度の営農等への影響が予想される場合に、それを防止するため、緊急的に実施する改築等に伴う不発弾等の探査を実施するもの

10 土地改良施設事故防止事業

事業実施地区内において、機能診断等によって、事故の兆候が認められた土地改良施設における事故の未然防止に必要な工事を緊急的に実施するもの

(上記事業共通)

一般公共事業の工事や設計業務等が不調・不落となるおそれがある等、施工時期を平準化することにより、業者が応札しやすい環境を整備する必要がある場合

※6 基幹水利施設管理事業及び7 水利施設管理強化事業を除く

以 上